

平成28年4月より

『やまなし子育て応援事業』を始めます

内容

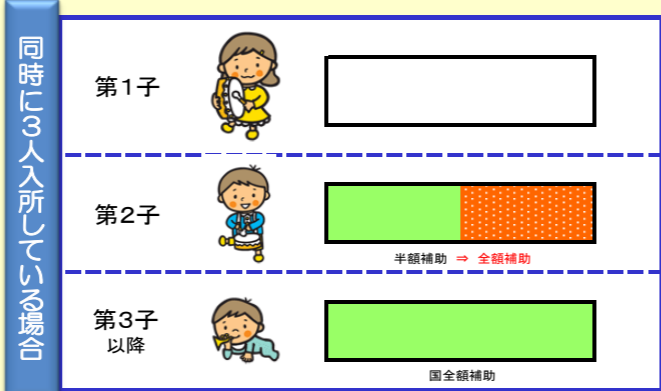
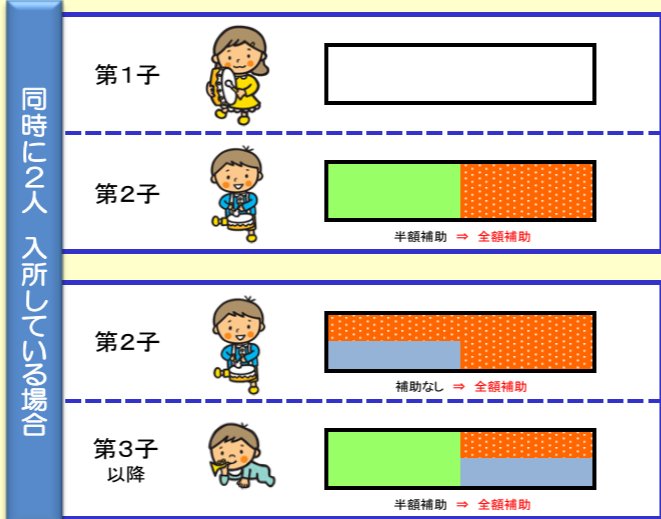
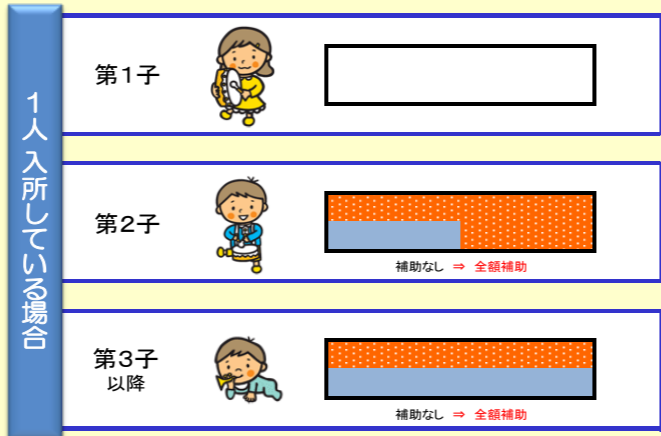
山梨県では、**第2子以降の保育料**について、3歳になるまでの間、**無料化**することでみなさまの子育てを応援します！

対象児童

- 0・1・2歳児のうち、保育が必要な3号認定の子ども（認定は市町村）
- 世帯の第2子以降の子ども（生計を同一にする第1子がいること）
- 世帯の市町村民税所得割課税額が169,000円未満であること。（国基準の第5階層までの世帯で、世帯の年収約640万円相当）



制度についてのお問合せはこちらをお願いします。
山梨県子育て支援課
 TEL055-223-1456 (子育て支援担当)



★ 県が拡大して助成する部分

国の現行補助対象部分

国の補助対象H28拡充部分
 （年収約360万円未満相当の世帯まで）

上の図のオレンジ色の部分を助成することにより結果として無料化となります。

年齢	生計を同一にする世帯の第1子の例		第2子以降
	たとえば	要件	
5歳 18歳	<ul style="list-style-type: none"> 仕送りをもって別世帯で暮らす大学生 親と一緒に暮らしている会社員 同居する浪人生でも第1子となります。 	支給認定保護者と生計が同一の子や孫等であれば、年齢に関わらず、対象となります。 ※保護者が監護していた子どもが成長し、19歳以上になった場合も含まれます。	
5歳 4歳 3歳 2歳 1歳 0歳	<ul style="list-style-type: none"> きょうだいの年長者 		
			第2子以降の0,1,2歳は保育料無料



生計を同一にするってどういうこと？

- ① いっしょに生活している（同じ家に住んでいて、生活費がいっしょ）
- ② 別々に住んでいるけれど、生活費を仕送りしている
- ③ 入院しているけど、療養費を払っている



支給認定保護者に監護される者ってどんな人？

・支給認定保護者（「子ども・子育て支援新制度」で市町村から認定を受けた保護者のこと）が現に監督し保護する未成年

現在、各市町村において、保育料が無料となる対象者の確認作業を行っています。

確認に必要な手続きや保育料徴収についての詳しいご案内は市町村保育担当課のホームページをご覧ください。

